

## 雇用保険を受給している人

平成27年度市県民税年税額のうち、雇用保険の所定給付日数に相当する期間分の市県民税が減免されます。

### (1) 減免が受けられる方・・・①と②の両方の要件を満たす方

①平成26年中の合計所得金額（注1）が400万円以下（注2）で、

②雇用保険法による基本手当等の受給資格のある方（雇用保険受給資格者証の交付を受けている方）

注1 **合計所得金額**とは、所得の種類（例：給与所得、配当所得、不動産所得等）にかかわらず、**すべての所得を合計した**ものです。

注2 控除対象配偶者・扶養親族のある人は、その配偶者控除額・扶養控除額等をその方の合計所得金額から差し引いた金額を、**(3)**の合計所得金額の区分にあてはめて減免割合を判定します。

	控除額		控除額
控除対象配偶者	33万円	特定扶養親族(19歳以上23歳未満)	45万円
老人控除対象配偶者	38万円	年少扶養親族(16歳未満)	33万円
一般扶養親族(16歳以上19歳未満) (23歳以上70歳未満)	33万円	老人扶養親族(70歳以上)	38万円
		同居特別障害者	23万円

### (2) 減免対象となる税額

平成27年度の税額〔失業・離職により減少する所得（給与所得等）に係る税額に限る〕のうち「雇用保険の所定給付日数÷30日」により算出された月数に相当する税額

注1 **平成27年度**とは、平成27年6月から平成28年5月をさします。

注2 **所定給付日数**は、雇用保険受給資格者証により確認します。

注3 **月数**は離職月の翌月から起算し、端数がある場合は切上げます。（例：2.5月→3月）

※ 例えば、平成27年6月30日退職、所定給付日数90日の場合は、7・8・9月分が減免対象となります。

### (3) 減免割合

平成26年中の合計所得金額	減免割合
140万円以下	全額免除
140万円超 230万円以下	5割減免
230万円超 400万円以下	3割減免

### (4) 減免額

**減免対象となる税額 × 減免割合**

#### 《具体例》

平成26年中の合計所得金額 200万円（扶養親族なし）  
 平成27年度の市県民税年税額 120,000円（給与所得等にかかる税額）  
 平成27年5月31日退職で、雇用保険の所定給付日数が90日

の場合

I 減免対象月数＝90日÷30日＝3ヶ月

II 減免対象税額は、平成27年度の市県民税年税額のうち3ヶ月分に相当する税額  
 120,000円×3/12＝30,000円

III 減免割合は、平成26年中の合計所得金額から判定して、5割

IV 減免額＝30,000円×5割＝15,000円

※ 上記の例はあくまでも概算ですのでご注意ください。